

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称：主要地方道 岸和田牛滝山貝塚線 道路復旧工事

工事場所：岸和田市塔原町地内

本工事は、岸和田牛滝山貝塚線（岸和田市塔原町地内）において、令和5年8月14日から16日にかけての台風7号により道路の一部が崩壊したため、緊急工事を行うものである。

当該崩壊箇所は、台風による増水により、道路と並行する普通河川 津田川との兼用工作物の護岸が被災し、道路の路肩が崩壊している。

このまま放置した場合、今後想定される台風の襲来等による大雨時には崩落がさらに進み、地域に多大な被害の発生が予測されるため、早急に被災箇所の復旧を実施する必要がある。

以上のことから、現在、主要地方道 岸和田牛滝山貝塚線外 道路防災工事（単価契約）（R4・R5岸和田土木事務所）を契約しており現場状況に精通していると共に、令和5年度の大阪府都市整備部土木工事災害時等施工能力事前審査認定業者である株式会社星和コンストラクションと地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約を行うものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第10号（修理、修繕、その他の対応で、直ちに機能の回復又は危険物の除去等の対応を行わなければ安全性や業務に支障をきたすもの）により比較見積書の徴取を省略するものである。